

質疑事項1

Q 17時15分以降の酒類の提供について「市職員の同席の場合に限り」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

A 17時15分以降は、市役所本庁舎の閉庁時間であり、安全管理上この時間帯に食堂を利用できるのは市職員のみと考えています。ただし、市と業務上の関係があり、食堂を利用する市職員が庁舎への出入りを管理・把握できる場合は、その業務関係者の利用も認める考えです。

具体的には、市職員を対象とした営業、市役所各部署の歓送迎会等の会合（予約制）、市職員と業務関係者の懇親会（予約制）といったものを想定しています。

そのため、直接的に市の業務と関係ない会合等で17時15分以降の利用はできません。また、そのために市の職員を立ち合わせることもいたしません。

質疑事項2

Q 再度、厨房の現調に伺いたいのですが可能ですか？
可能な場合は候補日を何日かご提案いただくと助かります。

A 基本的には可能ですので、希望日の4日前までにご連絡ください。
仮に希望に添えない場合は、日程の再調整させていただきます。

質疑事項3

Q 食堂運営と併用して開庁時間内にゴーストレストランを運営することは可能ですか？

A 食堂運営に支障がない範囲で可能です。

ただし、本庁舎敷地内の車両通行については一定の制約がありますので、市の承認を得る必要があります。

※車両利用の一般的な考え方

地下駐車場への車両の入場については、車両の高さ制限などがありますが、開庁時間帯であれば特に問題ありません。

ただし、車両の利用はあくまでも仕入れ品の搬入や廃棄物の搬出などのための停車であって、車両の駐車場所はありません。（1階の駐車場も同様）

また、1階の駐車場については、平日の11時から14時までの間は、弁当屋の配達車両で混雑しており、1階から地下1階へ降りる業務用エレベータも同様の状態なので、使用の頻度には制約があります。

以上から、募集要項でも記載していますが、車両の利用については搬入時間や回数について事前に承認を得ることとしています。

以前の食堂運営事業者に対しては、仕入れ品の搬入や廃棄物の搬出のための通路への短時間の停車については認めていました。なお、地下駐車場の駐車区画については、食堂運営事業者に貸し出しは行いません。